自転車の交通ルールとマナー

近年自転車の利用者が増加し、運転マナーや自転車事故が大きな問題となっています。今回は、3人のこども広報員が、「自転車の交通ルールやマナー」について、市役所の交通安全対策課（0798・35・3806）と自転車対策課（0798・35・3898）に取材してきました。

問　広報課（0798・35・3400）

危険な運転していませんか？

▶ 二人乗り運転	ふらふらして危険です
▶ 並んで走る	人や車の邪魔になります
▶ ながら運転や片手運転	ながらスマホ、傘さし運転などはとても危険です。音楽を聴きながらの運転もダメ
▶ 蛇行運転	周囲の人にけがをさせ、自分自身がけがをすることもあります。友達と自転車で競走するのもやめましょう！
▶ スピードの出しすぎ	
▶ 信号無視や飛び出し	信号や標識など交通ルールを必ず守る

14歳以上の人で、信号無視など危険行為を繰り返すと、自転車運転者講習を受講しなければなりません！

✓日頃から自転車の安全チェック✓

- □ベルは鳴るか
- □タイヤの空気は入っているか
- □ブレーキはよく利くか
- □反射材は付いているか
- □ハンドルやサドルがぐらぐらしないか
- □チェーンが緩んでないか
- □ライトはつくか

整備・点検を受けてＴＳマークを貼ろう

ＴＳマークとは…自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるもので、自転車を乗っていて、けがをした時や、人にけがをさせた時の保険にもなります。

交通ルールを確認

自転車で歩道を走るとルール違反！

自転車は「軽車両」で車の一種です。「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合など以外は原則車道を通行します。

13歳未満の子などは歩道もＯＫ 歩道はゆっくり走ろう！

例外的に歩道を走る場合は、車道寄りを通ります。歩いている人の邪魔にならないように、いつでも止まれる速さでゆっくり走りましょう。

交差点の横断は二段階右折

信号のある交差点で右折するときは、①青信号で、交差点の向こう側まで進み、②右に向きを変え、③前方の信号が青になったら進みましょう。「自転車横断帯」がない横断歩道で、歩行者がいる場合は、自転車を押しましょう。

止まれの標識に注意！！ 発進時は後ろも注意！！

「止まれ」の標識がある場合は、必ず止まって左右を確認しよう！標識が無くても、左右が見えにくい場所があります。しっかり安全を確認しましょう。また、発進するときは、後方もしっかり確認しよう！

体験 自転車シミュレーター

「危険予測トレーニング」などを行う自転車シミュレーターでは、架空の商店街や横断歩道などの走行を体験しました。「交差点で直進するときに対向車がくるかもしれない」、「止まっている車や曲がり角の陰からは人がでてくるかもしれない」などさまざまな危険を予測して運転することを学びました！

シミュレーターで普段あまり経験しない夜道の運転を体験

夜はライトをつけよう

ライトをつけないと、周りが見えないだけでなく、周りも自分が見えていないかもしれません。ライトをつけ、自分が走っていることを知らせましょう。

自転車損害賠償保険 10月から義務化

自転車はエコで手軽な乗り物ですが、ルールやマナーを守らないととても危険なものになります。神戸市で起きた自転車事故では、加害者側に9500万円もの高額な賠償金の支払いが命じられています。

兵庫県では、10月から自転車損害賠償保険の加入が義務化されます。対象は県内で自転車を運転する全ての人です。

自転車損害賠償保険とは、自転車事故により生じた他人の生命または身体の損害を補償することができる保険等です。自転車販売店やレンタルサイクル店では、自転車の購入時などに、保険の加入の有無を確認します。

ひょうごのけんみん自転車保険や、自動車保険・傷害保険の特約等でも加入することができます。また、自転車保険を単体で販売している事業者もあります。まだ未加入の人は保険について調べ、9月中に加入してください。

交通安全対策課 前村さん

放置自転車もルール違反

「ＪＲ西宮駅」、「阪神西宮駅」、「阪急西宮北口駅」など西宮にはたくさんの駅があり、市内外を問わず多くの人が利用しています。しかし、周辺には多くの放置された自転車（＝放置自転車）があります。放置自転車は道幅を狭め、歩行者の通行の妨げになっています。

市の放置自転車対策

①駐輪場の設置・運営

阪急西宮北口北東第１駐輪場

阪神洲先駅前に駐輪場を設置した結果、駅前の放置自転車の台数が減りました。1931台（原動機付自転車157台を含む）の自転車が駐輪できる「阪急西宮北口北東第１駐輪場」をはじめ、市内71カ所の駐輪場を運営しています。

②駅周辺のマナー指導

黄色のベストを着た指導員が「自転車等放置禁止区域」に停めようとする人に注意したり、放置された自転車に注意喚起の札を取り付けたりします。

③自転車の撤去

自転車の撤去は最終手段です。「自転車等放置禁止区域」に放置された自転車は、市内の返還所へと移されます。年間約1万台もの自転車が返還所へ運ばれます。約60％は持ち主により引き取られますが、引き取りのない自転車の一部は、再生自転車の部品として利用されます。

自転車等放置禁止区域のマーク

瓦木自転車返還所

自転車対策課・坂本さん

西宮市は駅がとても充実していて、関西で住みたいまちナンバー１としても知られています。**きれいな駅は、きれいなまちの顔！**放置自転車をなくし、きれいなまちにしましょう！

私たちが伝えたいこと

取材を通して考えたこと、皆さんに伝えたいことを発表します！

取材後「自転車安全教室修了証」を受け取りました

周りのことを考えて行動

自分だけが道路（歩道）を走っているわけではありません。危険行為や迷惑な運転をしない。自転車は決められた場所に駐輪…当たり前のルールをみんなで守りましょう！

被害者にも加害者にもならない

事故を起こすとたくさんの人が悲しい思いをします。事故に遭わない、事故に巻き込まれないために、安全に運転しましょう！